

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和7年10月施行）

改訂案		現 行	
P3	項目を追加	P3	
1. 2 安全管理 1.2.1 一般事項 1 乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。 2 乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。 (1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。 (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。 (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表示し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。 (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。 (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。 3 危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。 5 乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。 6 乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。 7 乙は、熱中症のおそれがある工事従事者が生じた場合の報告体制の整備として、現場責任者等の連絡先を見やすい場所に掲示しておくこと。 また、熱中症が生じた場合の必要な措置の実施手順を作成し、施工計画書に記載し提出するとともに、すべての工事従事者（交通誘導警備員等も含む）に周知すること。 8 乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-30 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。 1.2.2 安全保安対策 1 乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。 2 保安設備は、車両および一般通行者の防げとならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。 3 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。ただし、作業時間中で工事場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。 7 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくようにすること。		1. 2 安全管理 1.2.1 一般事項 1 乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。 2 乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。 (1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。 (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。 (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表示し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。 (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。 (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。 3 危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。 5 乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。 6 乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。 7 乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-30 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。 1.2.2 安全保安対策 1 乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。 2 保安設備は、車両および一般通行者の防げとならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。 3 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。ただし、作業時間中で工事場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。 7 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくようにすること。 8 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導警備員を配置して、車両の誘導および事故防止に当たらせること。 ただし、配置する交通誘導警備員は警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に係る検定の合格者、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者あるいは建設業協会等が主催する建設工事の事故	

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和7年10月施行）

	改訂案		現 行																														
P15	記載内容の修正	P14																															
	3.2.6 ポリエチレンスリーブ被覆工 3.2.7 埋設シート敷設工 3.3 管の接合 3.3.1 鋳鉄管の接合 (K形・A形) 1 鋳鉄管、ステンレス管、金属継手等を施工する際は、防食のため、ポリエチレンスリーブを被覆すること。 2 ポリエチレンスリーブの施工方法は、「ポリエチレンスリーブ施工要領」により、ポリエチレンスリーブに傷つけないように施工する。 1 管路布設後の他工事による損傷を防ぐため、埋設シートを敷設すること。 2 埋設シートの施工方法は、「埋設シート敷設要領」による。 図 - 3.3 K形、A形管の接合 1 接合作業に先立ち、挿し口端から40cmの部分の外面および受口の内面に付着している油、砂、その他の異物は完全に取り除くこと。 2 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分塗布しゴム輪を挿し口部に預けること。 3 挿し口外面および受口内面に滑剤を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布のうえ、受口に挿し口を挿入し、胴付間隔が3～5mmとなるように据付けること。 4 受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこと。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押し下げて損傷させないように注意すること。 5 押輪の端部に鋳出してある管径等の表示を管と同様に上側にくるようにすること。 6 ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。 7 各ボルトを締める場合は、まず上下のナットを、次に両横のナットを、次に対角ナットを順次、それぞれ少しずつ締め、押輪面と挿し口端との間隔が全周を通じて同じになるよう十分注意しながら行い、これを繰返して完全な締付けを行うこと。 8 ボルトの締付けは、必ずトルクレンチにより表-3.2のトルクまで締付けること。トルクレンチは、定期的に検査を受けること。 表－3.2 締付けトルク <table> <tr> <th>管径 (mm)</th><th>ボルトの呼び</th><th>トルク (N・m)</th></tr> <tr> <td>75</td><td>M16</td><td>60</td></tr> <tr> <td>100～600</td><td>M20</td><td>100</td></tr> <tr> <td>700～800</td><td>M24</td><td>140</td></tr> <tr> <td>900～2,600</td><td>M30</td><td>200</td></tr> </table>	管径 (mm)	ボルトの呼び	トルク (N・m)	75	M16	60	100～600	M20	100	700～800	M24	140	900～2,600	M30	200	3.2.6 ポリエチレンスリーブ被覆工 3.2.7 埋設シート敷設工 3.3 管の接合 3.3.1 鋳鉄管の接合 (K形・A形) 1 ポリエチレンスリーブは、防食を目的とし、鋳鉄管、ステンレス鋼管、金属継手等に施工する。 2 ポリエチレンスリーブの施工方法は、「ポリエチレンスリーブ施工要領」により、ポリエチレンスリーブに傷つけないように施工する。 1 埋設シートは、布設後他工事による管の保護を目的とし施工する。 2 埋設シートの施工方法は、「埋設シート敷設要領」による。	図 - 3.3 K形、A形管の接合 1 接合作業に先立ち、挿し口端から40cmの部分の外面および受口の内面に付着している油、砂、その他の異物は完全に取り除くこと。 2 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分塗布しゴム輪を挿し口部に預けること。 3 挿し口外面および受口内面に滑剤を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布のうえ、受口に挿し口を挿入し、胴付間隔が3～5mmとなるように据付けること。 4 受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の所定の位置に押し込むこと。この際、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押し下げて損傷させないように注意すること。 5 押輪の端部に鋳出してある管径等の表示を管と同様に上側にくるようにすること。 6 ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認すること。 7 各ボルトを締める場合は、まず上下のナットを、次に両横のナットを、次に対角ナットを順次、それぞれ少しずつ締め、押輪面と挿し口端との間隔が全周を通じて同じになるよう十分注意しながら行い、これを繰返して完全な締付けを行うこと。 8 ボルトの締付けは、必ずトルクレンチにより表-3.2のトルクまで締付けること。トルクレンチは、定期的に検査を受けること。 表－3.2 締付けトルク <table> <tr> <th>管径 (mm)</th><th>ボルトの呼び</th><th>トルク (N・m)</th></tr> <tr> <td>75</td><td>M16</td><td>60</td></tr> <tr> <td>100～600</td><td>M20</td><td>100</td></tr> <tr> <td>700～800</td><td>M24</td><td>140</td></tr> <tr> <td>900～2,600</td><td>M30</td><td>200</td></tr> </table>	管径 (mm)	ボルトの呼び	トルク (N・m)	75	M16	60	100～600	M20	100	700～800	M24	140	900～2,600	M30	200
管径 (mm)	ボルトの呼び	トルク (N・m)																															
75	M16	60																															
100～600	M20	100																															
700～800	M24	140																															
900～2,600	M30	200																															
管径 (mm)	ボルトの呼び	トルク (N・m)																															
75	M16	60																															
100～600	M20	100																															
700～800	M24	140																															
900～2,600	M30	200																															

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和7年10月施行）

改訂案		現 行	
P50	記載内容の修正	P49	
3.4.2 仕切弁設置工	7 弁室等を設置する場合は、防水、水抜き、地盤支持力に配慮し、「コンクリート標準示方書」（土木学会発行）等に基づき施工すること。 1 一般事項 (1) 仕切弁は、設置前に弁体の損傷のないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態で設置すること。 (2) 仕切弁の据付けは、鉛直又は水平に据付けけること。また、据付けに際しては、重量に見合ったクレーン又はチェーンブロック等を用いて、開閉軸の位置を考慮して方向を定め安全確実に行うこと。 2 ソフトシール弁の操作 (1) 閉とするときの操作は、次の要領で行うこと。 (2) 口径 50～150mm 軽く締込んだ後約 1/3～1/2 回転締込む (3) 口径 200～300mm 片手で締込んだ後約 1/3～1/2 回転締込む 3 仕切弁表示プレート (1) 仕切弁の口径、取付け年月日、回数、所有者を明確にするため、表示するものとする。 (2) 仕切弁を制限して使用する場合の表示プレートは、地色が黄色のものとする。 (3) プレートの表示方法は、「仕切弁表示要領」によるものとする。 4 仕切弁支距図（オフセット図） (1) 仕切弁の位置等を明確にし、維持管理に資するため、「仕切弁支距図作成要領」に基づき、仕切弁支距図を作成し、工事完成後速やかに監督員に提出すること。	3.4.2 仕切弁設置工	7 弁室等を設置する場合は、防水、水抜き、地盤支持力に配慮し、「コンクリート標準示方書」（土木学会発行）等に基づき施工すること。 1 一般事項 (1) 仕切弁は、設置前に弁体の損傷のないことを確認するとともに、弁の開閉方向を点検し、開度「閉」の状態で設置すること。 (2) 仕切弁の据付けは、鉛直又は水平に据付けけること。また、据付けに際しては、重量に見合ったクレーン又はチェーンブロック等を用いて、開閉軸の位置を考慮して方向を定め安全確実に行うこと。 2 ソフトシール弁の操作 (1) 閉とするときの操作は、次の要領で行うこと。 (2) 口径 50～150mm 軽く締込んだ後約 1/3～1/2 回転締込む (3) 口径 200～300mm 片手で締込んだ後約 1/3～1/2 回転締込む 3 仕切弁表示プレート (1) 仕切弁の口径、取付け年月日、回数、所有者を明確にするため、表示するものとする。 (2) 仕切弁を制限して使用する場合の表示プレートは、地色が黄色のものとする。 (3) プレートの表示方法は、「仕切弁表示要領」によるものとする。 4 仕切弁支距図（オフセット図） (1) 仕切弁の位置等を明確にし、維持管理に資するため、「仕切弁支距図作成要領」に基づき、仕切弁支距図を作成し、工事完成後速やかに監督員に提出すること。
3.4.3 消火栓設置工	1 設置位置および放水口の向きについては、事前に監督員と協議のうえ、定めるものとする 2 消火栓は、鉛直に設置すること。 3 消火栓の設置高さは、保守点検を考慮した高さを標準とする。 4 消火栓の底部には、監督員と協議のうえ必要に応じ沈下防止の基礎コンクリート等を施工するものとする。 5 排水弁の周囲には、排水を吸収するのに十分な量の水捌けの良い砂利等（C-40）を埋戻しすること。	3.4.3 消火栓設置工	1 設置位置および放水口の向きについては、事前に監督員と協議のうえ、定めるものとする 2 消火栓は、鉛直に設置すること。 3 消火栓の設置高さは、保守点検を考慮した高さを標準とする。 4 消火栓の底部には、監督員と協議のうえ必要に応じ沈下防止の基礎コンクリート等を施工するものとする。 5 排水弁の周囲には、排水を吸収するのに十分な量の水捌けの良い砂利等（C-40）を埋戻しすること。
3.4.4 空気弁設置工	6 設置完了後、放水および排水を確認すること。 1 空気弁設置に際しては、その位置等について、事前に監督員と協議し確認しながら施工すること。 2 地下水位が高い場合は、空気弁が冠水しないよう、監督員と協議し必要な措置を行うものとする。	3.4.4 空気弁設置工	6 設置完了後、放水および排水を確認すること。 1 空気弁設置に際しては、その位置等について、事前に監督員と協議し確認しながら施工すること。 2 地下水位が高い場合は、空気弁が冠水しないよう、監督員と協議し必要な措置を行うものとする。
3.4.5 ドレン設置工	3 設置完了後の充水時には、必ずその作動を確認すること。 4 空気弁支距図を 3.4.2 の 4「仕切弁支距図」に準じて提出すること。 1 ドレンの設置は、3.4.2「仕切弁設置工」に準ずる。 2 放流先および吐き口位置等については、事前に監督員と協議のうえ施工すること。	3.4.5 排水弁設置工	3 設置完了後の充水時には、必ずその作動を確認すること。 4 空気弁支距図を 3.4.2 の 4「仕切弁支距図」に準じて提出すること。 1 排水弁の設置は、3.4.2「仕切弁設置工」に準ずる。 2 放流先および吐き口位置等については、事前に監督員と協議のうえ施工すること。
3.4.6 弁きょう設置工	1 弁きょうは、舗装面とのすり付けを考慮し除雪等に影響をおよぼさないよう設置すること 2 弁きょう 5 号Ⅲ形の設置は、「弁きょう 5 号Ⅲ形設置標準図」に基づき施工するとともに、弁体のキャップ部が弁きょうの中心となるよう注意すること。 3 消火栓用の仕切弁きょうは専用のものを使用すること。ただし、やむを得ず車両等の荷重が影響する箇所の場合は、弁きょう 5 号Ⅲ形とし、赤色ふたを設置すること。 4 空気弁きょうは、維持管理を考慮した大きさのものを設置すること。 5 弁きょう 5 号Ⅲ形において、仕切弁開度を制限した場合、黄色ふたを設置すること。 6 弁室等に設置する人孔鉄ぶたは秋田市型（デザイン鉄ぶた さつき）とする	3.4.6 弁きょう設置工	1 弁きょうは、舗装面とのすり付けを考慮し除雪等に影響をおよぼさないよう設置すること 2 弁きょう 5 号Ⅲ形の設置は、「弁きょう 5 号Ⅲ形設置標準図」に基づき施工するとともに、弁体のキャップ部が弁きょうの中心となるよう注意すること。 3 消火栓用の仕切弁きょうは専用のものを使用すること。ただし、やむを得ず車両等の荷重が影響する箇所の場合は、弁きょう 5 号Ⅲ形とし、赤色ふたを設置すること。 4 空気弁きょうは、維持管理を考慮した大きさのものを設置すること。 5 弁きょう 5 号Ⅲ形において、仕切弁開度を制限した場合、黄色ふたを設置すること。 6 弁室等に設置する人孔鉄ぶたは秋田市型（デザイン鉄ぶた さつき）とする